

速度取締指針

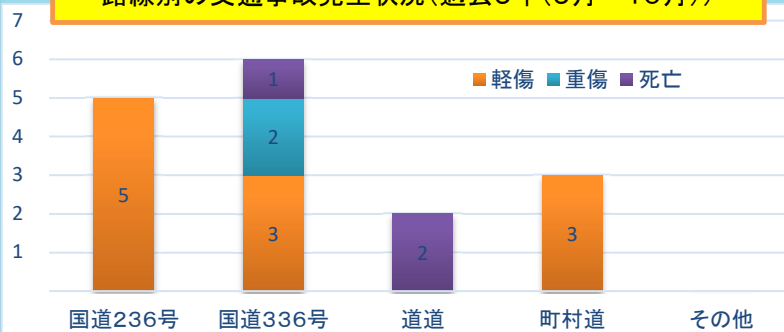
広尾警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道236号	10時～16時	郊外 市街地	指定速度(40、50km/h)
国道336号	10時～16時	郊外 市街地	指定速度(40、50km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

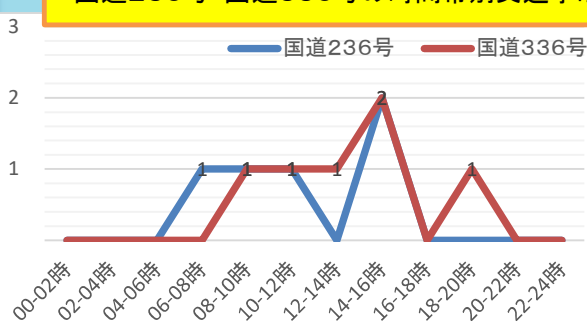
広尾警察署管内の交通事故実態等

路線別の交通事故発生状況(過去5年(5月～10月))



過去5年間の5月～10月までの人身交通事故で速度が速くなる非市街地での事故が重大な事故に発展する割合が高く、速度超過に起因して対向車線にはみ出し、正面衝突した事故で2件死亡事故が発生しています。

国道236号・国道336号の時間帯別交通事故発生状況(過去5年(5月～10月))



人身交通事故を時間帯で見ると、ほとんどの人身交通事故が昼間の時間帯の10時から16時までに集中しています。

その他の交通指導取締りの要点

速度取締りのほか、市街地における交差点違反、シートベルト違反、携帯電話使用等違反に関しての取締りを強化しています。

令和7年11月から令和8年4月までの速度取締りの重点と取組状況

当署では、重大事故に直結しやすい速度超過違反を抑止するため、交通事故の発生状況や発生時間、地域住民からの要望を踏まえ、国道236号、国道336号重点的に実施し、令和7年11月から令和8年4月までの間の交通死亡事故抑止を図りました。